

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則をここに公布します。

令和三年七月三十日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

三重県公安委員会規則第十号

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例(令和三年三重県条例第二十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自動車及び自動車部品)

第二条 条例第二条第一項の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)
- 二 被けん引自動車

2 条例第二条第二項の公安委員会規則で定める部品は、次に掲げるものとする。

- 一 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第四十一条第一号に規定する原動機
- 二 道路運送車両法第四十一条第一号に規定する動力伝達装置のうち、クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデフアレンシャル
- 三 道路運送車両法第四十一条第一項第二号に規定する走行装置のうち、フロント・アクスル、懸架装置又はリア・アクスル・シャフト

(届出の方法)

第三条 条例第三条第一項前段の規定による届出は、特定自動車解体業を開始しようとする日の前日(当該前日が三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第二号)第一条第一項に規定する休日に該当するときは、当該前日の前の最後の休日でない日)までに、公安委員会に、主たる事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、様式第一号の事業届出書を提出して行うものとする。

2 公安委員会は、前項(第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の事業届出書の提出があったときは、前項の届出をした者に対し、届出番号を記載した様式第二号の届出証明書を交付するものとする。

3 前項の届出証明書の交付を受けた者は、当該届出証明書を亡失し、又は滅失したときは、速やかに様式第三号の届出証明書再交付申請書を主たる事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出し、届出証明書の再交付を受けるものとする。

4 第一項の規定は、条例第三条第一項後段の規定による変更の届出について準用する。この場合において、「特定自動車解体業を開始しようとする日の前日(当該前日が三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第二号)第一条第一項に規定する休日に該当するときは、当該前日の前の最後の休日でない日)までに」とあるのは、「当該変更があった日から十四日(当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日)以内」と読み替えるものとする。

5 条例第三条第一項第三号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 条例第三条第一項前段の規定による届出 特定自動車解体業の開始年月日及び事業所の使用についての権原

二 条例第三条第一項後段の規定による届出 変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由

6 第一項の事業届出書には、次の各号に掲げる届出の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 事業開始届出の場合 次に掲げる書類

イ 特定自動車解体業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第

八十一号) 第七条第五号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等)が記載されているものに限る。以下この号口において同じ。)

ロ 特定自動車解体業を営もうとする者が法人であるときは、登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写し
ハ 事業所の使用について権原を有することを疎明する書類

二 事業変更届出の場合 次に掲げる書類

イ 第二項の規定により交付された届出証明書

ロ 前号に掲げる書類のうち、前項第二号に定める事項に係るもの

7 条例第三条第二項の規定による通知は、様式第四号の届出通知書を交付して行うものとする。

(標識の記載事項等)

第四条 条例第四条に規定する標識の様式は、様式第五号のとおりとする。

2 条例第四条の公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出番号

二 特定自動車解体業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

三 事業所における事業の概要

(従業者名簿の記録事項等)

第五条 条例第五条第一項に規定する名簿の様式は、様式第六号のとおりとする。

2 条例第五条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示させることができるときは、当該記録をもって同条に規定する当該事項が記録された名簿に代えることができる。

3 条例第五条第一項の公安委員会規則で定める事項は、従業者の氏名、生年月日、住所、国籍、採用年月日及び従事する業務の内容とする。

4 条例第五条第二項各号に掲げる事項は、次の各号に掲げる事項の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類により、確認するものとする。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。)(第二条の第二項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間 次に掲げる書類のいずれかにより行う。

イ 旅券(入管法第二条第五号に規定するものをいう。)

ロ 在留カード(入管法第十九条の三に規定するものをいう。次条第一号において同じ。)

ハ 在留資格証明書(入管法第二十条第四項第三号に規定するものをいう。)

二 入管法第十九条第二項に規定する資格外活動許可の有無 次に掲げる書類のいずれかにより行う。

イ 前号イに掲げる書類(出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法務省令第五十四号)第十九条第四項の証印がされているものに限る。)

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 資格外活動許可書(出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第四項に規定するものをいう。)

二 就労資格証明書(出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の四第一項に規定するものをいう。)

三 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者 特別永住者証明書(同法第七条第一項に規定するものをいう。)

(相手方等の確認方法)

第六条 条例第六条第一項各号に掲げる事項は、次の各号に掲げる事項の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類により、確認するものとする。

一 相手方の氏名、住所及び生年月日 運転免許証、在留カードその他の相手方の氏名、住所及び生年月日を証する書類

二 自動車の所有者及び車台番号 道路運送車両法第六十条第一項に規定する自動車検査証、同法第六十九条第四項に規定する自動車検査証返納証明書、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条の三第二号に規定する登録識別情報等通知書その他の当該自動車の所有者及び車台番号を証する書類

三 相手方が自動車を引き渡す権原を有すること 委任状、道路運送車両法第三十三条第一項に規定する譲渡証明書その他の相手方が当該自動車を引き渡す権原を有することを証する書類

（引取記録の作成方法等）

第七条 条例第六条第二項に規定する引取記録の様式は、様式第七号のとおりとする。

2 条例第六条第二項の規定による引取記録の保存は、主たる事業所に備え付ける方法により行うものとする。

3 第五条第二項の規定は、条例第六条第二項の規定による引取記録の作成及び保存について準用する。

（保管命令の方法）

第八条 条例第八条の規定による命令は、様式第八号の保管命令書により行うものとする。

（指示及び停止命令の方法）

第九条 条例第九条第一項の規定による指示は、様式第九号の指示書により行うものとする。

2 条例第九条第七項の規定による通知は、様式第十号の指示通知書により行うものとする。

3 条例第十条の規定による命令は、様式第十一号の営業停止命令書により行うものとする。

（公表の方法等）

第十条 条例第十二条第一項の規定による勧告は、様式第十二号の勧告書を交付して行うものとする。

2 条例第十二条第二項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

（中古自動車輸出業者等に関する準用規定）

第十一条 第三条第一項、第五項第一号及び第六項第一号の規定は中古自動車輸出業者を営もうとする者について、第三項第二項から第四項まで、第五項第二号、第六項第二号及び第七項並びに第四条から第八条までの規定は中古自動車輸出業者について、第九条の規定は中古自動車輸出業者又はその代理人、使用人その他の従業者について、前条の規定は中古自動車輸出業者に土地又は建物を貸し付けた者について準用する。この場合において、第三条第一項及び第五項第一号中「条例第三条第一項前段」とあるのは「条例第十三条第一項前段」と、同条第四項及び第五項第二号中「条例第三号」とあるのは「条例第十三条第三号」と、同条第七項中「条例第三号第二項」とあるのは「条例第十三条第二項」と、同条第九項及び第十項中「条例第四号」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第四条」と、第五項第一項及び第三項中「条例第五号第一項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第五条」と、同条第二項中「条例第五号第二項各号」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第五号第二項各号」と、第六条中「条例第六号第二項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第六号第二項」と、第七条中「条例第八号」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第八号」と、第九条第一項中「条例第九号第一項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第九号第一項」と、同条第二項中「条例第九号第七項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第十号」と、第十条第一項中「条例第十二号第一項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第十二号第一項」と、同条第二項中「条例第十二号第二項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第十二号第二項」と読み替えるものとする。

（報告及び資料の提出の方法）

第十二条 条例第十四条第一項に規定する報告又は資料の提出は、様式第十三号の報告・資料提出要求書により求めるものとする。

(身分を示す証明書)

第十三条 条例第十四条第三項に規定する証明書の様式は、様式第十四号のとおりとする。

附 則

この規則は、条例の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。ただし、第三条第一項から第六項まで（これらの規定を第十一条において準用する場合を含む。）の規定は、令和三年八月一日から施行する。

事業所	名称(フリガナ) 所在地(フリガナ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 部品の取り外し場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外す自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外した自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 輸出する自動車の保管場所 事業所の使用権原 <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ()
	名称(フリガナ) 所在地(フリガナ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 部品の取り外し場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外す自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外した自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 輸出する自動車の保管場所 事業所の使用権原 <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ()
	名称(フリガナ) 所在地(フリガナ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 部品の取り外し場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外す自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外した自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 輸出する自動車の保管場所 事業所の使用権原 <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ()

変更の事由		
変更事項	旧	新

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 ※印には、記載しないこと。
 3 事業所が複数ある場合は、全ての事業所を記載すること。
 4 印の箇所は、該当する箇所にレ印を付すこと。

届出証明書

下記の者については、 年 月 日付けで盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第3条第1項又は第13条第1項の届出をしたことを証明する。

開始届出書を提出した日 年 月 日

業の種別 特定自動車解体業
 中古自動車輸出業

氏名又は名称
(法人にあつては代表者の氏名)

事業所の所在地

年 月 日

三重県公安委員会 印

様式第3号（第3条、第11条関係）

※受理 年月日		※届出 番号		※再交付 年月日	
<p>届出証明書再交付申請書</p> <p>盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則第3条第3項（同規則第11条において準用する場合を含む。）の規定により、届出証明書の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名及び住所</p>					
フリガナ 氏 名					
フリガナ 名称及び代表者の氏名					
フリガナ 事業所の所在地					
業 の 種 別		<input type="checkbox"/> 特定自動車解体業 <input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業			
届 出 番 号					
再交付を申請する理由					

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 ※欄には、記載しないこと。

3 「再交付を申請する理由」には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

第 年 月 日 号

三重県知事 殿

三重県公安委員会

届出通知書

下記の者が盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第3条第1項又は第13条第1項により、届出（開始・変更）を行ったので、同条例第3条第2項又は第13条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

届出番号		
業の種別		<input type="checkbox"/> 特定自動車解体業 <input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業
個人	氏名 フリガナ	
	住所 フリガナ	
法人	法人名 フリガナ	
	代表者の氏名 フリガナ 主たる事業所の所在地	三重県
開始・変更年月日		年 月 日
事業所	名称(フリガナ)	<input type="checkbox"/> 主たる事業所
	所在地(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 部品の取り外し場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外す自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外した自動車の保管場所 <input type="checkbox"/> 輸出する自動車の保管場所
事業所の使用権原		<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第5号（第4条、第11条関係）

1 特定自動車解体業の場合

特定自動車解体業 (盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例)	
届出番号	
氏名 名称(代表者名)	
事業の概要	

2 中古自動車輸出業の場合

中古自動車輸出業 (盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例)	
届出番号	
氏名 名称(代表者名)	
事業の概要	

備考1 大きさは、縦及び横それぞれ20センチメートル以上とする。

2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。

3 色は、白地に黒文字とする。

保管命令書

氏名又は名称

事業所の所在地

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第8条（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり保管を命じます。

記

保管すべき物品

保管すべき期間 年 月 日から
年 月 日まで 日間

年 月 日

殿

三重県警察本部長（又は警察署長） 印

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
 - この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

指示書

氏名（名称及び代表者の氏名）

事業所の所在地

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第9条第1項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指示します。

記

指示事項

理由

年 月 日

殿

三重県公安委員会 印

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 年 月 日 号

三重県知事 殿

三重県公安委員会

指示通知書

下記の者に対して盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第9条第1項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、指示を行ったので、同条例第9条第7項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり通知します。

届出番号	
業の種別	<input type="checkbox"/> 特定自動車解体業 <input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業
氏名 (名称及び代表者氏名)	
住所	
事業所の所在地	
指示内容	
指示の理由	

勸告書		第 号
		年 月 日
殿		
		三重県公安委員会 印
勸告を	住所	
受ける者	氏名	
<p>上記の者に対し、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第12条第1項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり勸告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
勸告の内容		
勸告の原因となる事実		
<p>この勸告を受けた者が当該勸告に従わなかったときは、盗難自動車の解体又は輸出の防止等に関する条例第12条第2項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、その旨及びこの勸告の内容を公表することがあります。</p>		

第 号	
報告・資料提出要求書	
年 月 日	
殿	
三重県公安委員会 印	
盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり報告又は資料の提出を求めます。	
記	
報告又は資料の提出を求める理由	
報告又は資料の内容	
【報告又は資料の提出方法】	
<input type="checkbox"/> 報告に係る書面又は資料の提出	
報告又は資料の提出期限	年 月 日まで
報告に係る書面又は資料の提出先	
<input type="checkbox"/> 口頭による報告	
報告の日時	年 月 日 時 分から
報告の場所	
報告又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 □印の箇所は、該当する箇所にレ印を付すこと。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

報告又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 報告又は資料の提出方法について、「 報告に係る書面又は資料の提出」欄にレ点が付してある場合は、別に定める「報告・資料提出書」を作成の上、期限までに提出してください。
「報告・資料提出書」には、「報告・資料提出要求書」の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに報告又は資料の内容を記載して提出してください。
- 2 「 口頭による報告」欄にレ点が付してある場合は、口頭による報告の聴取を行うものとし、この場合には、原則として「報告・資料提出書」の提出は必要ありません。ただし、口頭による報告の際に資料の提出を希望する場合は、「報告・資料提出書」に提出資料の内容を記載の上、報告の当日、資料とともに提出してください。
- 3 「 報告に係る書面又は資料の提出」欄及び「 口頭による報告」欄の双方にレ点が付してある場合は、「報告・資料提出書」を作成の上、報告の当日、資料とともに提出してください。
- 4 三重県公安委員会は、提出の期限までに「報告・資料提出書」の提出がないとき（口頭による報告の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 5 口頭による報告の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、三重県公安委員会に対し、報告の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第14号（第13条関係）

(表)

写 真	第 号
	身 分 証 明 書
	官 職 氏 名
上記の者は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第14条第2項の規定による立入調査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	
三重県公安委員会	

54 mm

86mm

(裏)

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（抜粋）

第14条 略

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、特定自動車解体業又は中古自動車輸出業が行われている場所に立ち入り、当該特定自動車解体業若しくは中古自動車輸出業のため引き取ったと認められる自動車、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により立入調査を行う警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 略